

Ⅲ. 生活福祉

生活福祉

1. 生活困窮に関する総合相談

平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行に合わせ、生活に困窮している者を対象とする総合相談窓口を生活福祉課に設置した。相談内容により生活困窮者自立支援事業や生活保護による支援等へつないでいる。

相談実績

(件)

年度		項目	元(31)	2	3	4	5
		生活困窮相談	367	1,341	894	631	388
内訳	支援開始・他機関連携等	167	745	501	369	114	
	相談のみ	200	596	393	262	274	
生活保護相談		626	660	619	784	546	
内訳	申請受理	197	200	172	227	176	
	相談のみ	429	460	447	557	370	
合計		993	2,001	1,513	1,415	934	
相談実件数		884	1,851	1,414	1,331	919	

※「生活困窮相談」とは、生活困窮者自立支援法による支援に関する相談を示す。「生活保護相談」とは、生活保護法による支援に関する相談を示す。

※「生活困窮相談」と「生活保護相談」を同時に行った場合には、それぞれに計上している。

※「相談実件数」は、「生活困窮相談」と「生活保護相談」の合計から、重複して計上した件数を差し引いた実件数を示す。

生活保護相談世帯類型別実績

(件)

年度		類型	高齢	母子	障害	傷病	その他	合計
元(31)			176	20	50	96	284	626
2			168	14	25	68	385	660
3			143	20	54	74	328	619
4			228	14	51	90	401	784
5			185	13	75	61	212	546

(生活福祉課)

2. 生活困窮者自立支援事業による支援

平成 27 年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として実施。

その他、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、生活困窮者を対象とした給付金等を支給。

(1) 自立相談支援事業

経済的に困窮し、かつ抱えている課題を相談者のみでは解決できない場合に、自立生活サポート相談支援員が相談者に対し、課題の解決に向けて寄り添った支援を実施する。

支援実績 (件)

年度	元(31)	2	3	4	5	
新規利用件数	167	1,358	779	399	172	
延対応件数	1,493	9,280	7,911	4,741	2,399	
内訳	来所	347	1,602	1,617	910	313
	電話	917	5,997	5,242	3,219	1,448
	訪問	229	302	309	214	159
	メール	-	1,379	743	398	479

※延べ対応件数のメール件数は、令和2年から集計開始。

——生活困窮者自立支援法——

——武蔵野市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱——

(生活福祉課)

(2) 住居確保給付金支給事業

離職後2年を経過していない者等を対象とし、ハローワーク等を活用した求職活動中における住居の喪失を防止するため家賃相当額の給付金を支給する事業である。支給期間は原則3か月であるが、求職の状況によっては最長9か月間となる。収入・資産要件及び支給上限額あり。令和元年度まで65歳未満の条件あり。

本事業は平成26年度まで「住宅支援給付事業」として実施されていたが、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行に合わせ同法内の事業として位置付けられた。

支給実績

年度	項目	新規支給決定件数 (件)		延支給月数 (月)	支給合計額 (円)
		単身	複数		
元(31)	住居喪失者	-	-	118	5,243,200
	喪失のおそれ	30	1		
2	住居喪失者	-	-	2,900	146,771,200
	喪失のおそれ	353	97		
3	住居喪失者	-	-	1,511	77,355,200
	喪失のおそれ	185	65		
4	住居喪失者	-	-	670	33,219,400
	喪失のおそれ	94	31		
5	住居喪失者	-	-	195	9,727,000
	喪失のおそれ	19	2		

※新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度から4年度は要件緩和や支給期間延長の制度改正あり。

——生活困窮者自立支援法——

——武蔵野市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱——

(生活福祉課)

生活福祉

(3) 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」「長期間就労していない」等すぐに就労が困難な者を支援対象とし、有期で計画的な支援により、一般就労の前段階としての基礎能力の形成を図る事業。収入・資産要件あり。29年度まで65歳未満の条件あり。

利用実績 (各年度3月期利用者数 単位：人)

年度	元(31)	2	3	4	5
実利用者数	9	6	6	12	12

※生活保護受給者を含む。

——生活困窮者自立支援法——

——武蔵野市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱——

(生活福祉課)

(4) 学習支援事業

貧困の連鎖の防止を目的に、対象児童・生徒の基礎学力の向上及び高校進学を目指した補習教室による支援を行っている。支援対象は、生活に困窮する家庭のうち学習支援が必要な小学校3～6年生、中学校1～3年生、高校生（前年度に学習支援事業を使用したもの）。対象の教科は国語・算数（数学）・英語。収入・資産要件あり。令和元年6月よりサポート型の学習支援教室も開始。

利用実績

年度	元(31)	2	3	4	5
実利用者数（人）	38	32	26	24	27
延利用回数（回）	691	824	786	727	941

※生活保護受給者を含む。

——生活困窮者自立支援法——

——武蔵野市生活困窮者学習支援事業実施要綱——

(生活福祉課)

(5) 家計改善支援事業

家計のバランスが崩れ、家計収支の改善に関する支援が必要な者からの相談に応じ、家計表等を用いて家計の状況を見える化し、家計管理の意欲や家計管理能力を高め、生活困窮者の早期の生活再生を図る事業。平成30年度より実施。

利用実績 (人)

年度	元(31)	2	3	4	5
実利用者数	7	4	12	23	23
延支援者数	31	9	71	112	104

——生活困窮者自立支援法——

——武蔵野市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱——

(生活福祉課)

(6)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給。令和3年7月に開始した。支給月額が世帯人数により60,000円から100,000円。支給期間は3ヶ月間。一度に限り、初回と同内容の再支給が可能。令和4年12月31日に申請期間終了。

支給実績

年度	3	4
支給決定件数（うち再支給）（件）	249(78)	219(114)
延べ支給件数（うち再支給）（件）	648(194)	746(378)
支給金額（円）	46,860,000	51,320,000

(生活福祉課)

(7)生活困窮者特別就職支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で生活に困窮する世帯について、当該世帯の生計中心者が常用就職等をした際の初回給与入金までの生活安定及び就労の定着を目的に支給。住居確保給付金または新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給期間中に常用就職した際に50,000円、その後、6か月以上の就労継続した際に50,000円。

支給実績

年度	3	4	5
支給決定件数（件）	9	52	24
支給金額（円）	450,000	2,600,000	1,150,000

(生活福祉課)

(8)生活困窮者住居契約更新料給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で生活に困窮する世帯について、現在の住居を喪失することを防ぐために更新料の一部を支給。住居確保給付金受給中に住居の契約更新を迎えた際に、住居確保給付金支給月額または更新料のうち低い額。

支給実績

年度	3	4	5
支給決定件数（件）	26	10	3
支給金額（円）	1,321,600	498,400	144,400

(生活福祉課)

生活福祉

3. 生活保護法による保護

憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。そして、保護の実施は生活に困窮する者が、その利用し得る資産・能力・その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。

最低限度の生活の保障は、昭和59年4月から、一般国民生活の消費水準との調整を図った水準均衡方式を採用し、一般世帯の消費水準の伸びとほぼ平行に保護基準を決める方式でできている。

(1) 被保護世帯、人員、保護率の推移

(各年4月分)

区分		年				
		元(31)	2	3	4	5
世帯	市	1,659	1,664	1,675	1,679	1,687
人員		1,887	1,878	1,897	1,914	1,912
保護率 (千分率)	国	16.5	16.4	16.3	16.2	16.2
	都	20.6	20.3	20.1	19.9	19.6
	市	12.8	12.7	12.8	12.9	12.9

※保護停止中の世帯、人員を含む。

(生活福祉課)

(2) 扶助別世帯数の年次別推移

生活保護法に定められている扶助の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があり、定例的に扶助される主なものが、表に示した5つの扶助である。

(各年4月分 単位：世帯)

区分	年				
	元(31)	2	3	4	5
生活扶助	1,449	1,459	1,435	1,451	1,444
住宅扶助	1,468	1,470	1,487	1,498	1,502
介護扶助	275	281	277	295	280
医療扶助	1,584	1,588	1,595	1,590	1,588
教育扶助	36	36	32	32	26

※一世帯で複数区分の受給あり。

(生活福祉課)

(3)保護開始、廃止の状況

区分		年度	元(31)	2	3	4	5
開始	世帯		182	195	164	219	170
	人員		208	228	193	258	196
廃止	世帯		194	177	164	217	190
	人員		217	189	174	235	213

※令和5年度中の保護の開始・廃止理由

開始理由	世帯	割合(%)	廃止理由	世帯	割合(%)
世帯主・世帯員の傷病	23	13.5	死亡	64	33.7
収入減少・喪失	132	77.6	失踪	20	10.5
転入	13	7.6	転出	21	11.1
その他	2	1.2	施設入所	6	3.2
計	170	100.0	収入超過	42	22.1
			扶養義務者引取り	8	4.2
			辞退	6	3.2
			その他	23	12.1
			計	190	100.0

(生活福祉課)

(4)性別、年齢別被保護者人員

(令和6年4月1日現在)

区分	男	構成比(%)	女	構成比(%)
被保護者(1,869人)	1,014	54.3	855	45.7
70歳以上	346	18.5	396	21.2
60～69歳	202	10.8	119	6.4
50～59歳	214	11.5	150	8.0
40～49歳	103	5.5	87	4.7
30～39歳	68	3.6	46	2.5
20～29歳	39	2.1	24	1.3
15～19歳	19	1.0	12	0.6
12～14歳	9	0.5	5	0.3
6～11歳	5	0.3	10	0.5
0～5歳	9	0.5	6	0.3

(生活福祉課)

生活福祉

(5) 家族人員別被保護世帯数

(令和6年4月1日現在)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	計
世帯数	1,488	139	18	10	2	0	0	0	1,657
構成比(%)	89.8	8.4	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	100

(生活福祉課)

(6) 生活保護費支出状況年度推移

(各年度とも決算額 単位：千円)

年度	元(31)	2	3	4	5	
扶助費総額	3,608,670	3,495,911	3,530,430	3,528,068	3,668,221	
内訳	生活扶助費	1,128,708	1,119,505	1,109,924	1,108,460	1,098,998
	住宅扶助費	854,008	852,635	852,607	851,875	848,419
	教育扶助費	5,158	5,658	5,552	4,964	4,687
	医療扶助費	1,505,197	1,410,229	1,447,474	1,451,891	1,596,193
	その他の扶助費	115,599	107,883	114,872	110,878	119,922

※医療扶助費のうち、令和2年度には令和元年度分の18,515千円を含む。

(生活福祉課)

(7) 被保護者借家・借間世帯数、実際家賃間代階層表

(令和6年4月1日現在)

家賃・間代	世帯数	構成比(%)
20,000円以下	139	9.4
20,001円～30,000円	94	6.4
30,001円～40,000円	112	7.6
40,001円～50,000円	318	21.5
50,001円～60,000円	682	46.0
60,001円～70,000円	125	8.4
70,001円以上	10	0.7
計	1,480	100.0

※医療機関、介護施設等の入院・入所者を除く。

(生活福祉課)

(8) 世帯類型別被保護世帯数

(各年4月分)

区分	年	元(31)	2	3	4		5	
		構成比	構成比	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者世帯		51.3	51.3	51.0	829	49.4	800	47.8
母子世帯		2.6	2.4	2.1	38	2.3	34	2.0
障害者世帯		13.4	13.4	12.9	222	13.2	229	13.7
傷病者世帯		13.3	12.9	12.0	187	11.2	214	12.8
その他の世帯		19.4	20.0	21.9	401	23.9	397	23.7
計		100%	100%	100%	1,677	100%	1,674	100%

※保護停止中の世帯は件数から除いている。

(生活福祉課)

(9) 労働類型別被保護世帯数

(令和6年3月分)

世帯類型		世帯数	構成比(%)
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	236	15.4
	日雇労働者	15	
	内職者	1	
	その他就業者	13	
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		21	2.7
働いている者のいない世帯		1,378	81.9
計		1,664	100.0

※保護停止中の世帯は件数から除いている。

(生活福祉課)

(10) 一般標準3人世帯生活保護費計算例

(令和6年4月1日現在)

世帯構成員	扶助の種類	金額
世帯主(33歳) 妻(29歳) 子(4歳)	生活扶助	152,900円
	住宅扶助	69,800円
	児童養育加算	10,190円
計		232,890円

(生活福祉課)

生活福祉

(11) 指定医療機関数

被保護者の医療を担当する機関は、原則として、開設者の申請により、都道府県知事の指定を受けることが必要である。

(令和6年3月1日現在)

年度	町別	吉祥寺東町	吉祥寺南町	御殿山	吉祥寺本町	吉祥寺北町	中町	西久保	緑町	八幡町	関前	境	境南町	桜堤	計
5		10	36	3	75	17	46	20	6	2	11	46	44	6	322

※指定薬局含む

(生活福祉課)

(12) 医療扶助受給状況

医療扶助は、次の①～⑥の範囲内で行われる。①診療 ②薬剤又は治療材料 ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤病院又は診療所の入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥移送。

(各年4月分)

年	内訳	入院				入院外			
		精神病		その他		精神病		その他	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
元(31)		67	48.6	71	51.4	11	0.7	1,641	99.3
2		61	51.7	57	48.3	9	0.5	1,657	99.5
3		66	52.8	59	47.2	5	0.3	1,659	99.7
4		67	57.3	50	42.7	5	0.3	1,679	99.7
5		65	51.6	61	48.4	6	0.4	1,670	99.6

(生活福祉課)

(13) 金銭管理支援事業

疾病や障害等の理由から適切な金銭管理が困難な方に対し、専門職による金銭の管理を行うことにより、安定した社会生活の維持と自立を図る事業。

(各年度末現在 単位：人)

年度	元(31)	2	3	4	5
支援者数	30	42	48	48	46

——武蔵野市福祉事務所金銭管理支援事業実施要綱——

(生活福祉課)

4. 法外援護

(1) 自立促進事業等支給状況

(単位：件、円)

項目	元(31)		2		3		4		5	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
自立促進事業	99	4,223,402	109	4,972,531	115	5,473,232	102	4,828,572	115	5,185,372
入浴券支給	93	1,760,000	84	1,430,000	71	1,258,400	72	1,260,000	58	1,083,800
水道料金助成	141	760,900	145	761,320	154	832,160	134	725,440	131	742,920
学童等法外援護	157	933,500	132	770,300	139	832,300	131	776,700	118	706,900
援護費	10	57,353	7	129,940	18	238,600	33	477,370	25	367,520

○自立促進事業：被保護者の自立支援に要する経費の一部を支給する（金額は過支給等による戻入決定額を控除したもの）。

——武蔵野市生活保護受給者に対する自立促進事業経費支給要綱——

○入浴券支給：東京都取扱分とは別に、1人につき年間40枚を支給。大人、中人、小人別時価による。

——武蔵野市生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱——

○水道料金助成：水道の共同栓使用の被保護世帯につき、その基本料金を助成する。年2回に分けて支給。

——武蔵野市生活保護世帯のうち共同水道メーターを使用する世帯に対する水道料金基本料金助成事業実施要綱——

○学童等法外援護：被保護世帯の小、中学生に学童服等購入費及び夏季健全育成費を支給する。

小学校4・5・6年生、中学校1・3年生に修学旅行等支度金を支給。

——武蔵野市生活保護受給世帯に対する健全育成事業実施要綱——

○援護費：生活保護法等の対象にならない要援護者に対し、日常生活に要する緊急かつ臨時的に必要な経費の一部を、一世帯当たり30,000円を限度に支給する（金額は、返還による歳出戻入額を含まない）。

——武蔵野市緊急援護費支給要綱——

(生活福祉課)